

○行橋市議会傍聴規則

昭和43年6月27日議会規則第1号

改正

平成4年6月22日議会規則第2号

行橋市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者に分ける。

(傍聴券の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴券の交付手続)

第4条 傍聴券は、会議当日所定の場所で自己の住所、氏名、年令を傍聴人受付簿に記入した順序で定員の範囲内で交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証)

第5条 傍聴証は、報道関係者及び行橋市職員で議長が特に必要があると認める者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

第6条 傍聴券等の交付を受けた傍聴人は、係員の指示により静かに傍聴席に入場しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第7条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第9条 傍聴人の定員は、60人とする。

(議場への入場禁止)

第10条 傍聴人は議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他、危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持つている者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓、その他、楽器の類を持つている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持つている者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑、その他、騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻類の着用又は杖類を携帯しないこと。ただし、病気、その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときはすみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第15条 傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 傍聴人取締規則（昭和29年議会規則第1号）は廃止する。

附 則（平成4年6月22日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。